

光回線、8日間は解約可

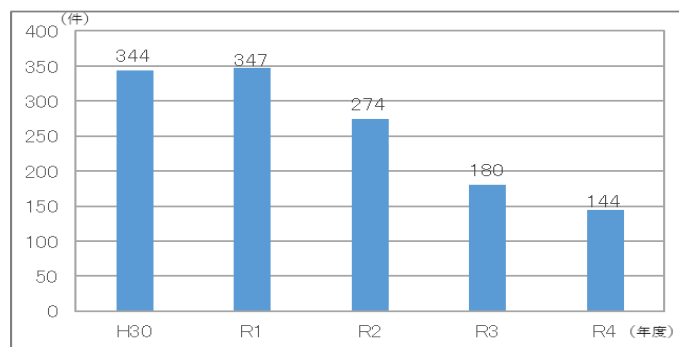
春の新生活を控え、光回線契約の見直しを検討する方も多いのではないかと思います。光回線の契約に関しては、仕組みが複雑で、サービス内容が理解しづらく、トラブルになりがちです。

▼契約中の大手通信事業者を名乗って、自宅に電話がかかり、光回線の料金が安くなると言われて承諾したが、実際には別会社との契約であり料金は高くなってしまった。(60代・男性)

▼父親が実家に突然訪問してきた事業者から「今後、固定電話が使えなくなる。光回線にした方がよい」と言われ了承した。父はインターネットは利用しておらず光回線は必要ない。(50代・女性)

▼スマートフォンを機種変更するために携帯電話ショップに出向いたところ、光回線契約も変更しないかと勧誘された。変更したところ光テレビを見ることができなくなってしまった。(30代・女性)

光回線などの電気通信サービスの契約は、電気通信事業法で規制されています。同法の消費者保護ルールで、契約前に料金や提供条件を説明する義務、契約後には契約書面を交付する義務があります。そして、電気通信事業に関しては契約書面が届いてから8日間が経過するまでは初期契約解除制度にのっとって契約の解除ができる制度があります。トラブルに遭った際は、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた光回線に関する相談件数

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8:30～17:00

土曜日 9:00～17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。